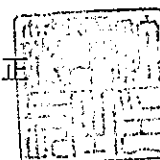


篠栗町公示第 66 号
令和 8 年 7 月 27 日

篠栗町長 三 浦 正



地方税法第 13 条第 1 項及び第 20 条の規定に基づき令和 8 年度町県民税の決定通知書を郵送しましたところ、転居先不明等の理由により返送されてきました。

よって、地方税法第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により下記のとおり公示いたします。

決定通知書は、役場税務課にて保管してありますので速やかに来庁し受領してください。

なお、来庁無き場合は地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示の日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなします。

記

令和 8 年度町県民税決定通知書公示送達者一覧表

松田 温斗	NGUYEN THI HAI	中尾 謙太

以上